

# ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用にかかる税金です。

## ★ 納める人 ★

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が利用料金と一緒に税金を受け取り、県に納めます。）

## ★ 納める額 ★

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき、次の額となります。等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として決められています。

等級	税額	等級	税額
1級	1,200円	5級	650円
2級	1,100円	6級	500円
3級	950円	7級	400円
4級	800円		



## ★ 申告と納税 ★

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

## ★ 非課税 ★

次の利用については、課税されません。なお、(1)～(3)の利用者については、ゴルフ場に証明書を提示し、申出書に必要事項を記載することにより、非課税になります。

- (1) 年齢が18歳未満の人の利用
- (2) 年齢が70歳以上の人の利用
- (3) 障害のある人の利用
- (4) 国民スポーツ大会（県内最終予選を含む。）参加選手の本大会ゴルフ競技としての利用及びその公式練習のための利用
- (5) 国際的なスポーツの競技大会参加選手の本大会ゴルフ競技としての利用及びその公式練習のための利用
- (6) 学生、生徒、教員などが学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

## ★ 課税の特例 ★

次の利用については、その利用料金が通常の利用料金と比較して(1)、(5)の利用にあつては2割以上、(2)～(4)の利用にあつては5割以上軽減されて定められており、その他一定の要件を備えているとして、ゴルフ場が県の指定又は認定を受けた場合に限り税率が2分の1になります。なお、(1)の利用者については、ゴルフ場に証明書を提示し必要事項を記載した申出書の提出が必要です。

- (1) 年齢が65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用
- (2) 早朝利用（午前7時30分以前に利用を開始するものまたは午前9時までに利用を終了するもので、セルフプレーに限る。）
- (3) 薄暮利用（午後4時以後に利用を開始するもので、セルフプレーに限る。）
- (4) ゴルフ場の定休日に当該ゴルフ場を利用するもの（セルフプレーに限る。）
- (5) 国民スポーツ大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会などでのゴルフ場の利用

## ★ 市町村への交付 ★

県に納められたゴルフ場利用税の70%を、ゴルフ場が所在する市町村に交付します。